



a00001a

企業における退職金等の状況や財形貯蓄の活用状況に関する 実態調査〈企業調査票〉

〈アンケート調査へのご協力のお願い〉

この調査は、厚生労働省雇用環境・均等局からの研究要請を受けて、独立行政法人 労働政策研究・研修機構が、実施するものです。本調査は、勤労者の財産形成の実態を把握することで、今後の勤労者の福利厚生にかかわる政策の立案・推進等に役立てるためのものです。ご多忙のところ誠に恐縮ですが、ご協力のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

調査票は、民間信用調査機関が所有するデータベースに登録されている全国の企業から、無作為に抽出・配布し、回答へのご協力をお願いしています。

ご記入いただいた内容は、すべて統計的に処理され、研究目的のみに利用します。個々の回答がそのまま公表されることはなく、貴社の企業名が特定されることも一切ございませんので、ありのままをご記入ください。

【調査票のご記入にあたって】

1. 特に断りのない場合、2019年4月末日現在の状況をご記入ください。
2. この調査は、企業を単位として行っています。そのため、本社だけでなく支店、出張所、営業所、工場、店舗など、すべての事業所を含めた全体の状況についてご回答ください（なお、貴社がメインの事業活動を行っていない持株会社である場合は、連結決算範囲のグループ企業を含めてご記入ください）。
3. ご回答は、あてはまる番号に○印をつけていただくものと、枠内や()にご記入いただくものがあります。なお、各問において特別に回答方法をお願いしている場合は、それに沿ってお答えください。
4. ご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒（切手は不要）に入れ、2019年5月31日（金）までに、郵便ポストにご投函ください。
5. この調査票の配布・回収等の実査事務は、調査機関である株式会社タイム・エージェントに委託しています。ご不明な点は専用フリーダイヤルまでお問合せください。FAX や電子メールでも受け付けています。

お問合せ窓口

株式会社タイム・エージェント 調査本部 担当：

TEL：〈専用フリーダイヤル無料〉

（お問合せ時間：平日10：00～12：00、13：30～17：00）

FAX：

E-mail：



〔調査主体〕

独立行政法人 労働政策研究・研修機構 調査部 担当：

TEL：

FAX：

※労働政策研究・研修機構は厚生労働省所管の独立行政法人で、労働政策に資する調査研究活動、労働についての情報収集・提供などの活動を行っています。（ホームページURL <https://www.jil.go.jp>）

この調査では、従業員の「就業形態」を以下のとおり定義しています。

正規雇用従業員	貴社において正社員・正職員とする者。貴社に籍のない出向者を除く。
非正規雇用従業員	正規雇用従業員以外の従業員。契約社員、再雇用社員、パート・アルバイト等。派遣労働者や請負労働者などの間接雇用の者は除く。

貴社のプロフィールについてお伺いします。

F 1. 貴社の主たる業種を1つ選んでください。(複数の場合は売上高の最も大きいもの一つに○)

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1 鉱業, 採石業, 砂利採取業 | 9 不動産業, 物品賃貸業 |
| 2 建設業 | 10 学術研究, 専門・技術サービス業 |
| 3 製造業 | 11 宿泊業, 飲食サービス業 |
| 4 電気・ガス・熱供給・水道業 | 12 生活関連サービス業, 娯楽業 |
| 5 情報通信業 | 13 教育, 学習支援業 |
| 6 運輸業, 郵便業 | 14 医療, 福祉 |
| 7 卸売業, 小売業 | 15 その他サービス業 |
| 8 金融業, 保険業 | |

F 2. 貴社の創業年をお教えてください。

西暦

--	--	--	--

 年

F 3.

- (1) 貴社の従業員の数をお答えください。
※派遣労働者や請負労働者などの間接雇用の者は除きます。
- (2) 貴社の正規雇用従業員の数をお答えください。
- (3) 貴社の非正規雇用従業員の数をお答えください。

	(1) 従業員	(2) 正規雇用従業員	(3) 非正規雇用従業員
0人(いない)		0	0
1~29人	1	1	1
30~99人	2	2	2
100~299人	3	3	3
300~999人	4	4	4
1,000~4,999人	5	5	5
5,000人以上	6	6	6

4ページのF7へ

F 4. 貴社の正規雇用従業員の、おおよその平均年齢をお答えください。

- | | |
|----------|----------|
| 1 30歳未満 | 5 45～49歳 |
| 2 30～34歳 | 6 50～54歳 |
| 3 35～39歳 | 7 55歳以上 |
| 4 40～44歳 | |

F 5. 貴社の正規雇用従業員の、おおよその平均勤続年数をお答えください。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 3年未満 | 5 15年以上20年未満 |
| 2 3年以上5年未満 | 6 20年以上25年未満 |
| 3 5年以上10年未満 | 7 25年以上30年未満 |
| 4 10年以上15年未満 | 8 30年以上 |

F 6. 貴社の正規雇用従業員の、おおよその離職率をお答えください。

※ここでの離職率は、1年間に離職した従業員の人数を、従業員数の合計で除した値をさします。

- | |
|--------------|
| 1 10%未満 |
| 2 10%以上20%未満 |
| 3 20%以上30%未満 |
| 4 30%以上40%未満 |
| 5 40%以上50%未満 |
| 6 50%以上 |

F 7. 労働組合の有無をお答えください。

- | | |
|------|------|
| 1 ある | 2 ない |
|------|------|

貴社の退職金制度、定年制度についてお伺いします。

問1. 貴社では退職金制度を導入していますか。

1 導入している	2 導入していない
↓	↓
	6 ページの問2へ

付問1 退職金の支払準備形態をお選びください。

- 1 社内準備
- 2 中小企業退職金共済制度
- 3 特定退職金共済制度
- 4 その他 ()

付問2 ここ5年間で、退職金支給額に変化はありますか。

(勤続年数、学歴、退職時の役職が同等である場合、いま退職する人の退職金は、5年前に退職した人と比べて変化していますか)。

- 1 支給額は増加している
- 2 横ばいである
- 3 支給額は減少している

付問3 退職金はどのように支給していますか (あてはまるものすべてに○)。

- 1 一括で支給している
- 2 分割で支給している (最長 年)
- 3 その他

付問4 貴社では、定年制を導入している場合には定年前に、定年制を導入していない場合には退職前に、ある年齢以降で退職金を支給することはできますか。

(例① : 定年を60歳から65歳に延長したが、退職金は60歳で支給する)

(例② : 定年は60歳だったが廃止した。退職金は60歳で支給する)

- 1 できる (歳以降)
- 2 できない

付問5 定年制を導入している場合には定年前に、定年制を導入していない場合には退職前に、ある年齢以降で退職金を支給することは必要だと考えますか。

<input checked="" type="radio"/> 1 はい	<input type="radio"/> 2 いいえ
---------------------------------------	-----------------------------

付問5-1 必要だと思う理由をお選びください（あてはまるものすべてに○）。

- | |
|--|
| 1 従業員が老後の資産形成をするため
2 従業員的生活資金を補うため
3 従業員が住宅ローン等の各種返済をするため
4 その他（ ） |
|--|

問2. 貴社では定年制度を導入していますか。

<input checked="" type="radio"/> 1 導入している	<input type="radio"/> 2 導入していない
---	---------------------------------

付問1 定年年齢は何歳ですか。

※複数の定年年齢が設けられている場合、対象となる従業員が最も多い定年年齢をご記入ください。

		歳
--	--	---

問3. 過去5年間に、定年制度に関する変更はありましたか。

<input checked="" type="radio"/> 1 変更があった	<input type="radio"/> 2 変更はなかった
---	---------------------------------

付問1 どのような変更を行いましたか（あてはまるものすべてに○）。

- | |
|---|
| 1 定年年齢の引上げ
2 定年年齢の引下げ
3 再雇用制度の導入
4 定年制の導入
5 定年制の廃止
6 その他（ ） |
|---|

次の問4は、問1で退職金制度を「導入している」と回答し、かつ問3の付問1で「定年年齢の引上げ」または「定年制の廃止」を選択した企業のみお答えください。その他の企業は8ページの間5にお進みください。

退職金制度	定年制度の変更	
導入している	定年年齢を引き上げた	問4へ
導入している	定年制を廃止した	
導入している	その他の回答	8ページの間5へ
導入していない		

問4. 貴社で旧定年年齢（※）を超えて働き続けている従業員の労働条件は、旧定年年齢前の労働条件と比較して、以下の点で変化がありますか（変化があるものすべてに○）。

※定年年齢の引上げの場合は、引上げ前の定年年齢。

※定年制を廃止した場合は、定年制廃止前の定年年齢。

1 給与水準 2 役職 3 就労時間 4 就労日数 5 その他（ ）	
---	--

付問1 貴社で旧定年年齢を超えて働き続けている従業員の給与水準（月収）は、どのように変化していますか。旧定年前（定年直前）を100とした場合に、もっとも典型的な従業員においてあてはまるものをお選びください。

- 1 給与水準は100より高い
- 2 給与水準は80～99の間である
- 3 給与水準は60～79の間である
- 4 給与水準は40～59の間である
- 5 給与水準は39以下である

従業員の資産形成に対する支援等についてお伺いします。

問5.

- (1) 以下に挙げる ア～コ の施策について、貴社の導入状況をお答えください。
- (2) (1) で「導入している」を選択した方は、有期契約の非正規雇用の従業員への適用状況をお選びください（該当する非正規雇用従業員がいない場合、回答は不要です）。
- (3) (1) で「導入している」を選択した方は、無期契約の非正規雇用の従業員への適用状況をお選びください（該当する非正規雇用従業員がいない場合、回答は不要です）。

	(1) 導入状況			(2) 非正規雇用従業員 (有期) への適用状況			(3) 非正規雇用従業員 (無期) への適用状況		
	導入して いない	過去に 導入して いたが、廃 止した	導入 している	適用 して いない	一部に 適用し ている	全員に 適用し ている	適用 して いない	一部に 適用し ている	全員に 適用し ている
ア. 一般財形（注） （財産形成貯蓄制度）	1	2	3	1	2	3	1	2	3
イ. 年金財形（注） （財産形成年金貯蓄制度）	1	2	3	1	2	3	1	2	3
ウ. 住宅財形（注） （財産形成住宅貯蓄制度）	1	2	3	1	2	3	1	2	3
エ. 社内預金制度	1	2	3	1	2	3	1	2	3
オ. 従業員持株制度	1	2	3	1	2	3	1	2	3
カ. ストックオプション制度	1	2	3	1	2	3	1	2	3
キ. 企業型確定拠出年金 （企業型 DC）	1	2	3	1	2	3	1	2	3
ク. 確定給付年金（DB）	1	2	3	1	2	3	1	2	3
ケ. 職場積立 NISA	1	2	3	1	2	3	1	2	3
コ. 職場 iDeCo	1	2	3	1	2	3	1	2	3

（注）財産形成貯蓄制度（財形貯蓄制度）には、一般財形貯蓄制度（一般財形）、財形年金貯蓄制度（年金財形）、財形住宅貯蓄制度（住宅財形）の3つがあります。いずれも勤労者が金融機関と契約し、給与天引きにより事業主を通じて積み立てる制度です。年金財形と住宅財形では、合わせて元本550万円まで（契約商品が保険等で年金財形のみの場合は385万円まで）利子非課税となる税制上の優遇措置があります。

問5（1）導入状況、において ア．一般財形 イ．年金財形 ウ．住宅財形のいずれも「導入していない」と回答した企業にお伺いします。その他の方は問7にお進みください。

問6．財形貯蓄制度を導入していないのはなぜですか（あてはまるものすべてに○）。

- 1 事務負担が重くなるため
- 2 財形貯蓄制度の内容がよくわからないため
- 3 財形貯蓄制度には制約が多すぎるため（預け替え、積立・払出要件等）
- 4 他の資産形成支援制度が既にあるため
- 5 金利が低く、従業員にとって税制上の優遇措置に魅力がないと思われるため
- 6 導入について金融機関から特に勧められたことがないため
- 7 従業員に財形貯蓄制度利用のニーズが少ないため
- 8 従業員の流動性が高く、離転職時の手続きの事務負担が大きいため
- 9 財形貯蓄制度があることを知らなかったため
- 10 その他（ ）

続いて12ページの間13にお進みください

問5（1）導入状況、において ア．一般財形 イ．年金財形 ウ．住宅財形のいずれか一つでも「過去に導入していたが、廃止した」と回答した企業にお伺いします。その他の方は10ページの間8にお進みください。

問7．財形貯蓄制度の導入を廃止したのはなぜですか（あてはまるものすべてに○）。

- 1 事務負担が重いため
- 2 従業員に財形貯蓄制度利用のニーズが少ないため
- 3 他の資産形成支援制度の方がより従業員のニーズが多いため
- 4 従業員の流動性が高く、離転職時の手続きの事務負担が大きいため
- 5 その他（ ）

問5 (1) 導入状況、において ア. 一般財形 イ. 年金財形 ウ. 住宅財形のいずれか一つでも「導入している」と回答した企業にお伺いします。その他の方は12ページの問13にお進みください。

問8. 従業員の加入件数は、5年前と比較してどのように変化していますか。

- 1 増加している（5年前は導入していなかった場合を含む）
- 2 横ばいである
- 3 減少している
- 4 以前から加入者はいない

付問1 加入件数が減少している理由をお答えください（あてはまるものすべてに○）。

- 1 従業員数が減ったため
- 2 従業員に貯蓄する余裕が無くなったため
- 3 従業員の貯蓄に対する関心が薄れたため
- 4 企業を通じず、個人で貯蓄する手段を選択する人が増えたため
- 5 勤務先に貯蓄額を知られたくないと考える従業員が増えたため
- 6 金利の低迷のため
- 7 企業として財形貯蓄制度の加入勧奨に力を入れなくなったため
- 8 金融機関が財形貯蓄制度の加入勧奨に力を入れなくなったため
- 9 他の資産形成制度（NISA、iDeCo等）の方が魅力があり、財形貯蓄制度以外の資産形成制度を利用している人が増えたため
- 10 その他（ ）

問9. 貴社で財形貯蓄制度の取扱いをしている金融機関は、合計で何社ですか。

--	--

 社

問10. 貴社で財形貯蓄制度の取扱いをしている金融商品をお選びください
(あてはまるものすべてに○)。

- 1 預貯金 (定期預金、定額貯金)
- 2 合同運用信託 (金銭信託、貸付信託) ※
- 3 有価証券 (公社債、公社債投資信託、株式投資信託)
- 4 保険商品 (積立保険、積立傷害保険等)
- 5 わからない

※金銭を信託財産として信託銀行などに預け、その金銭を信託銀行が約款に指定された運用範囲内で合同して運用し、その収益を信託金額に応じて支払われる商品。

問11. 貴社では従業員に対して、財形貯蓄制度への加入を推奨していますか。

- 1 積極的に加入するように推奨している
- 2 制度の周知はしているが、加入の推奨はしていない
- 3 特に周知はしていないが、申込みがあれば受け付けている
- 4 その他 ()

問12. 財形貯蓄制度の事務をするにあたり、大変なことはありますか
(あてはまるものすべてに○)。

- 1 解約の手続き
- 2 住宅財形の支払要件・添付書類のチェック
- 3 新規申込の手続き
- 4 積立額変更の手続き
- 5 従業員からの問合せ対応
- 6 非課税管理に関する事務
- 7 給与の天引き
- 8 その他 ()

続いて12ページの間13にお進みください

全ての企業にお伺いします。

問13. 財形貯蓄制度（一般財形、年金財形、住宅財形）について、何かご要望はございますか。ご要望として該当するものをお選びください（あてはまるものに5つまで○）。

- 1 預入機関を自由に変更できるようにしてほしい
- 2 従業員の転職先に財形貯蓄制度がない場合や従業員が退職した場合でも、財形貯蓄制度への加入を継続できるようにしてほしい
- 3 55歳以上の従業員も加入できるようにしてほしい(年金財形・住宅財形への加入要件は55歳未満)
- 4 積立要件を緩和してほしい(一般財形は3年以上、年金財形・住宅財形は5年以上の積立が必要)
- 5 退職時一時金を預入できるようにしてほしい
- 6 利子非課税枠を拡大してほしい(年金財形・住宅財形の非課税枠は550万円)
- 7 住宅財形の払出要件を緩和してほしい
- 8 財形貯蓄制度運営の際の事務を簡素化してほしい
- 9 住宅・年金財形における非課税申告書の電子データでの提出を認めてほしい
- 10 その他 ()

問14. 財形貯蓄制度（一般財形、年金財形、住宅財形）の長期的な方向性について、ご意見をお伺いします。あなたのお考えに近いものをお選びください。

- 1 財形貯蓄制度を今後も現状どおり実施してほしい
- 2 財形貯蓄制度の一層の充実を図ってほしい
(充実してほしい具体的内容 :)
- 3 財形貯蓄制度は必要ない
- 4 その他 ()

問15. 財形貯蓄制度に関するご意見をご自由にご記入ください。

調査はこれで終わりです。ご回答いただき有難うございました。

ご希望される場合は、調査結果をとりまとめた報告書を進呈いたします。ご希望の有無をお教えてください。

1 希望する

2 希望しない

送付先の郵便番号・住所等をご記入ください。

(ご記入いただいた送付先は報告書の送付にのみ使用いたします)

(送付先)

郵便番号・住所:

貴社名:

お名前・所属部署: